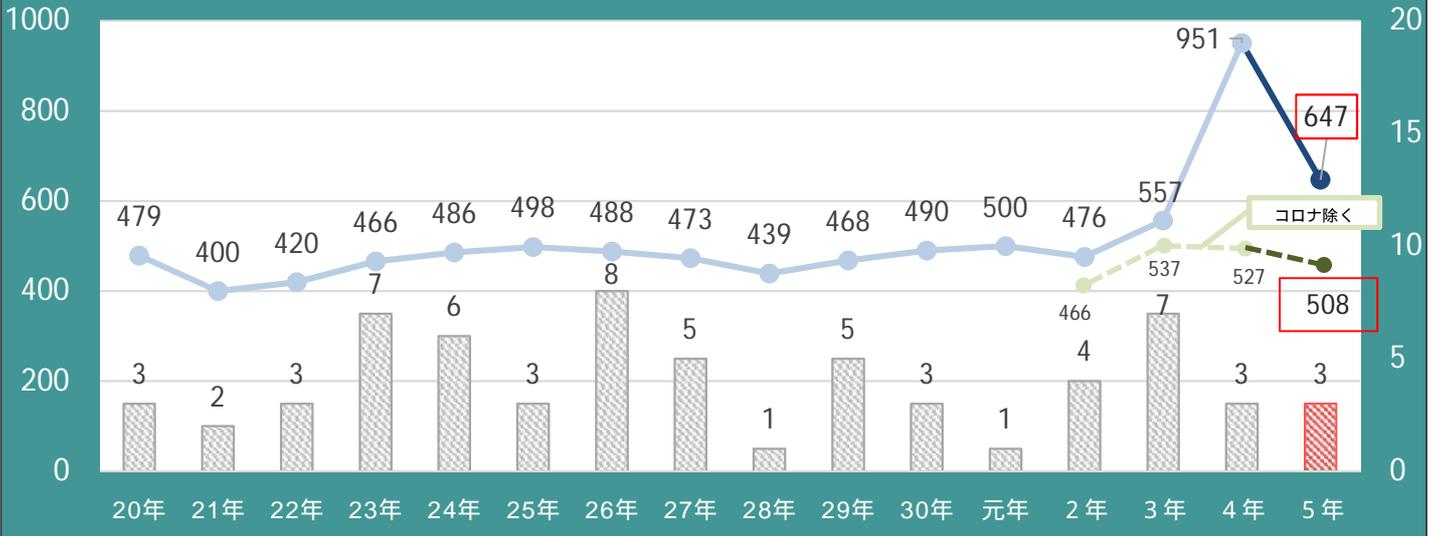


令和5年 盛岡労働基準監督署管内労働災害発生状況(確定値)

令和5年に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数は647人となり、前年比 - 304件 (- 32%) となっております。新型コロナウイルス感染症関連を除くと508人となり、- 19件 (- 3.6%) といずれも減少しました。また当署で最も件数の多い転倒災害についても、152件(前年比 - 20件)と大幅に減少しました。一方で死亡災害は3件発生し、当署の目標である死亡災害ゼロを達成することはできませんでした。

労働災害発生状況の推移



業種別では、建設業、運輸交通業、商業、通信業、接客娯楽業、ビルメンテナンス業で減少したものの、製造業、農林業、畜産水産業、保健衛生業は増加となりました。

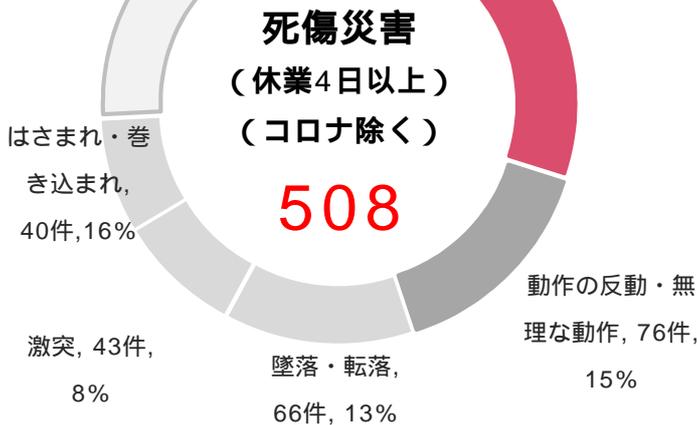
事故の型別では、「転倒」「動作の反動・無理な動作」「墜落・転落」「激突」「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」「交通事故」等の順で多く発生しており、転倒災害は全体の3割を占めています。経験年数別では、経験年数10年未満が317件と全体の6割強を占めています。

年代別では、40歳代以上が全体の7割以上を占めています。

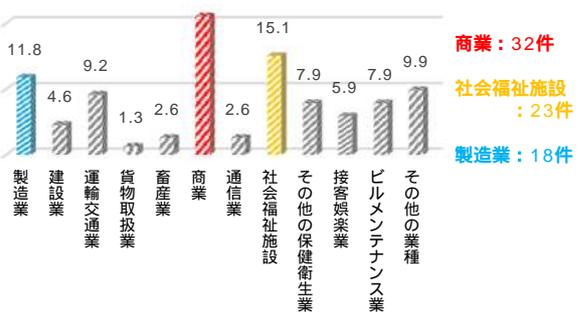
詳細な件数や毎月の労働災害発生状況等は「盛岡監督署からのお知らせコーナー」に掲載しておりますので是非ご確認ください。

事故の型別

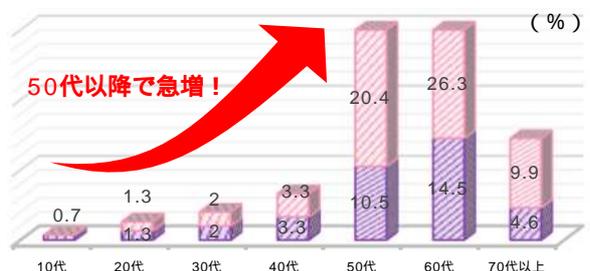
その他の事故の型,
131件, 26%



(%) 業種別転倒災害発生状況



年齢・性別転倒災害発生状況



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（5月～9月はキャンペーン期間）

今年もSTOP熱中症クールワークキャンペーンが始まります。

近年の気候温暖化を受けて、令和6年も「暑い」予想です。

早めの対応で「暑熱順化」をしっかりと進め、暑さ対策を取りましょう！岩手労働局ホームページの「各労働基準監督署からのお知らせ」に盛岡労働基準監督署のコーナーを設けています。研修資料を掲載していますので、是非ご覧ください。

盛岡監督署からのお知らせはこちら

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

準備期間（4月）にすべきこと

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な厚着、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

クールワークキャンペーン実施要綱はこちら

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> ブレクーリング	作業開始前や休憩時間に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感音、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻密に行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急車を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分・塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたとときは、躊躇することなく救急車を要請

「ZERO災の日」を設定し、安全衛生活動を積極的に！

盛岡監督管内の労働災害は、平成21年の400人が最も少なく、その後は増加基調が続いています。各企業では年間安全管理計画を定め、安全管理者・衛生管理者、或いは安全衛生推進者等が活動を展開しているところですが、安全衛生活動をより積極的に展開し、14次防の目標を達成するため、「ZERO災の日」を推奨します。

「ZERO災の日」



「ZERO災の日」を設定し、各種の活動を展開する。

「0」の付く日、毎月10日、20日、30日に安全衛生パトロールなどを実施。（労働災害が発生しやすいのは「休み明け」「休みの前」のため、「毎週月曜」「毎週金曜」等を設定することでもよい）

現在作成している「安全衛生管理計画」に、「ZERO災の日」を盛り込み、実施日を明確にする。

安全管理者は、作業場の巡視が法定義務です（安衛則6条）。ZERO災の日は特に作業手順の遵守状況やリスクアセスメント検出された重点課題を念入りに点検するなど、ポイントを絞った活動も有効です。

衛生管理者は、少なくとも週1回の職場巡視が法定義務です（安衛則11条）。ZERO災の日を定め、健康に有害な職場環境となっていないか、法定基準は満たしているかなど丁寧な活動が求められます。

規模10人以上50人未満の企業では、安全衛生推進者等の選任が法定義務です（安衛則12条の2）。また、事業場によっては「化学物質管理者（安衛則12条の5）」や「保護具着用管理者（安衛則12条の6）」の選任が法定義務です。それぞれの活動をしっかり行うためにも「ZERO災の日」を設定し、活発な安全衛生活動を展開しましょう！

労働条件ポータルサイトで確かめよう！

サイトで確認 労働条件ポータルサイト 「確かめよう労働条件」

電話で確認 労働条件相談「ほっとライン」

0120-811-610

相談対応時間 月～金 17:00～22:00 土・日・祭日 9:00～21:00
 ※12月29日～1月3日は除きます。

厚生労働省 岩手労働局

監督署窓口対応時間外でも、専門知識を持つ相談員が対応します。

14言語に対応し、労働条件などの悩みや不安・疑問を相談できます。是非、ご相談ください。